

日本放送協会 理事会議事録

(平成29年11月14日開催分)

平成29年12月 1日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年11月14日(火) 午前9時00分～9時15分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、
児野専務理事・技師長、根本理事、松原理事、荒木理事、黄木理事、
大橋理事、菅理事、中田理事、今井特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

(1) NHK 3か年計画(2018-2020年度)要綱案

2 報告事項

(1) 平成29年度中間決算・中間連結決算(概要)について

(2) 会計検査院による平成28年度決算検査報告について

議事経過

1 審議事項

(1) NHK 3か年計画（2018－2020年度）要綱案

(経営企画局)

NHKの次期3か年計画の策定について、「NHK経営計画（2018－2020年度）要綱案 大切なことを、より深く、より身近に～“公共メディア”のある暮らし～（以下、「要綱案」）」等を取りまとめましたので、審議をお願いします。

10月24日の理事会での審議、同日の第1293回経営委員会の審議等を踏まえ、さらに検討を重ねました。

「要綱案」の主な変更点を説明します。

「NHKビジョン2015－2020」と次期3か年経営計画の位置づけの説明についてです。新たな課題のところに、「効率と創造を追求」という表現がありましたが、「創造と効率を追求」に改めました。また、5つの重点方針の5項目めについても、マネジメントにおける視聴者からの「信頼」の追求という要素も付加し、「創造と効率、信頼を追求」としました。

次に重点方針と主な施策についてです。重点方針1「“公共メディア”への進化」についてです。重点項目③「多彩なコンテンツと最新の技術で、スペシャルな感動と体験を」の2項目めを、「独自に開発した技術や超高精細のCG（コンピューター画像）を活用し、海外の視聴者も視野に入れた、NHKならではの見応えある大型番組を制作」に、3項目めを「インターネットやデータ放送も活用し、みなさまが参加・体験できる番組・サービスを充実」にそれぞれ改めました。また、「教育と福祉への貢献」の実現度向上に向けた取り組みを記載することとし、「(学びと遊びを支援するサービス、暮らしやすい社会を双方向で考える福祉番組など)」を加筆しました。さらに、5項目めの内容についても、「NHKが世界に先駆けて開発した8Kの魅力をも、多くの人に知ってもらうため、認知度向上・普及促進の取り組みを加速」に改めました。重点項目④「日本のいまを世界へ、世界の動きを日本へ」の1項目めの内容を「日本の視点を生かし、各地の魅力を伝えるなど、日本への理解を促すニュース・番組を一層充実するとともに、アジアの取材拠点も活用した国際報道を強化」と改めました。また、2項目めと4項目めは、それぞれより分かりやすい表現に改めました。重点方針3の重点項目①「『東京2020』のメッセージを、最高水準の放送とサービスで」の1項目めに、「4K・

8Kは、超高精細の映像と立体感のある音響で、スタジアムさながらの臨場感で放送」という内容を追加しました。重点方針5の趣旨説明について、「NHKグループ一体で、より創造的で効率的な体制の確立に向けて、『働き方改革』などを進めるとともに、『信頼されるメディア』をめざす組織運営を実践する」という表現に改めました。さらに、重点項目①「『働き方改革』などを通じて、創造性を発揮できる環境を確保」を追加し、(1)を「『働き方改革』をNHKで働くすべての人の優先課題と位置づけ、活力ある組織に向けた人事施策を推進」とし、内容を「NHKグループの業務に携わるすべての人の健康の確保に留意し、『働き方改革』を推進」、「女性が活躍しやすい環境の整備や、テレワークの拡充など、ダイバーシティー施策を推進」、「マネジメント能力の強化や、高度な専門性を伸ばす人事制度の構築など、人材育成策を推進」に改めました。また、(2)を「東京・渋谷のNHK放送センター建替工事に着手」と改めました。重点項目②については、「グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進」とし、内容はグループ経営、効率的な業務運営の2項目を掲げることとしました。重点項目③については、「『信頼されるメディア』をめざし、グループでリスクマネジメントを強化」として新たに項目を立てました。(1)サイバーセキュリティに関する内容については、「情報システムと放送機器のサイバーセキュリティを重要な経営課題と捉え、最適な防御システムの構築や組織体制の強化を進めるとともに、情報セキュリティの専門化を計画的に育成」としました。(2)は、「コンプライアンスを徹底するとともに、リスク対策を強化」とし、内容を「ICTを積極的に活用し、経理処理や労務管理におけるリスクの低減を効率的な方法で推進」、「個人情報保護を徹底するため、文書やデータの保存から廃棄まで適正な管理を推進」としました。

また、「要綱案」には「経営14指標について」の説明を1ページ追加しました。経営指標の10番目について、指標名を「教育・福祉・人にやさしい放送」に変更することとしました。

続いて、収支計画についてです。今回、受信料の負担軽減策の内容を反映しました。規模自体は3か年で170億円のままとなりますが、年度ごとの影響額が変わるため、収支および財政安定のための繰越金の金額をそれぞれ修正しています。「要綱案」の説明は以上ですが、次に3か

年の収支計画に過去の決算を反映させたポイントを説明します。

28年度決算において、事業収入全体では、予算に対して決算値は56億円の増収となりました。このうち、受信料については、予算に対して10億円の増収です。次の3か年ではこうした実績値に加え、29年度の見込みなども踏まえ、支払率と衛星契約割合を毎年1ポイントずつ向上させることは可能だと判断して、受信料収入を見込みました。また、固定資産売却益等その他の収入については、予算に比べ45億の増収となりましたが、これは旧京都放送会館の売却時期が28年度となったことなどによるもので単年度限りです。3か年収支計画では、年度ごとに固定資産の計画的な売却を織り込んでその他収入を算出しました。

次に、事業支出です。28年度決算の事業支出は、全体で144億円の予算残となりました。

このうち、本部局予算は48億円の残となっています。3か年の支出を検討するにあたり、この予算残の内訳を詳細に検討し、各部局から出された削減提案に加えて、更なる効率化を進め、支出計画を作成しました。30年度の収支計画では104億円の経費削減を行うこととしていますが、これらの予算残を踏まえた見直しもその中に含まれています。次に、地域放送局予算は28億円の残となっていますが、地域の放送サービスは次の3か年の重点事項の一つでもあるため、この財源を活用して地域の充実・強化を図ることにしました。具体的には、30年度から地域放送局長の予算運用権限を拡大するとともに、本部から地域放送局の予算の進捗管理をきめ細かく指導・徹底することとします。また、給与については、64億円の残となっていますが、こちらも、そのまま削減するのではなく、30年度以降も29年度予算と同規模としています。次の3か年では、新たな人事制度の導入や、評価を処遇により一層反映させることなどにより施策を実施しますが、これまで予算残になった部分を有効活用する方針です。

最後に、予備費については、28年度は使用せず、30億円の残となっています。過去5年間の平均では約10億円の使用となっており、こうした使用実績を踏まえ、次の3か年では予算を10億円削減して、20億円にすることとしています。事業収支差金では、前年度に続き予算に対して200億円規模の改善となりました。なお、NHKは予算制度に基づき、各部局に配付した予算を上限として、その中で効率的な予算

運営を行っています。このため、決算時には各部局の予算残が発生し、その積み上げにより一定の収支改善は生じます。この収支改善については、「財政安定のための繰越金」に繰り入れ、4K・8Kの設備投資や地域の放送会館の建替などの財源に充てることとしてきました。

続いて、学生に対する免除範囲の拡大についてご説明します。

10月10日開催の第1292回経営委員会で示した提案項目である「親元非課税の学生への免除適用」については、全ての学生を免除対象にできないかといった意見があり、学生を対象とすることとした上で、従来の免除の考え方との整合性を確保しつつ、対象範囲を拡大する案として、親元から離れて暮らしている「親元が非課税または奨学金受給の学生」を対象とする案をまとめました。奨学金受給の学生に関する案について、説明します。対象件数は、最大21万件、影響額は最大23億円となります。免除の対象となる奨学金は、「経済要件を課している奨学金」に限定することを考えていますので、例えば「学業やスポーツの成績が優秀」などの条件だけの奨学金を受給している場合には対象外となります。「社会福祉的見地」として、学生のうち経済要件を課されている奨学金を受給しているものは、「経済的弱者」と考えます。今年の7月から8月にかけて諮問第3号「受信料体系のあり方について」に関する意見募集を行いました。学生への要望について寄せられた意見には、「扶養の外れていない学生からは取るべきではない」、「奨学金をもらっているような貧しい学生は無料としてもらいたい」といった意見が寄せられました。世帯に対する負担軽減に関するご意見は29件ありましたが、「同一生計・別住居」を一つの負担にして欲しいという意見のなかで、「学生」と特記したものが10件あり、学生の負担軽減を求める意見は多かったといえます。

下宿・アパート等の学生の収入・支出状況については、学生の収入状況が年々減少しています。支出の方も減少傾向にあり、支出のうちの半分程度は学業に関するものとなっています。2014年の学生の収入・支出の詳細は、収入の19%が奨学金で、支出の51%が学業に関するものとなり、生活が厳しい状況にあることが確認できます。

学生の奨学金の受給率については、近年は上昇傾向にあり、2014年の調査では、半数以上の51.3%の方が奨学金制度を活用しているということになります。教育基本法では、「経済的理由によって修学が困難

な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と定めており、それに基づき、独立行政法人日本学生支援機構法では「経済的理由により修学に困難がある」学生に対し、学資の貸与または支給することなどが規定されています。こういった奨学金については、基本的に経済的に厳しい状況にある場合に利用できる制度と言えると思います。

ちなみに、日本学生支援機構、これは以前の日本育英会ですが、その奨学金制度には、2つのタイプがあります。

一つは「給付型」で、これは貸与ではなく、返済が不要の給付です。対象は家計支持者が住民税非課税の世帯ということで、これはもともと私どもが免除の対象として考えていたカテゴリーになるかと思えます。ただ、親元が住民税非課税の場合でも何らかの事情により奨学金を受給していない場合も想定されますので、親元が住民税非課税というカテゴリー自体は奨学金とは別に残すことにしたいと考えます。

もう一つの「貸与型」、これには無利子のものと、有利子のものがありますが、それぞれに所得の目安を設けて経済的要件を課しています。奨学金を受給していない下宿生は仕送りが約9万円に対し、受給をしている下宿生の仕送りは約4万円で、奨学金受給者については、親元の家計も厳しい状況であると考えられます。

奨学金の使途については、生活費が最も多く、次に大学納付金で、修学のために必要な経費として使われていることがわかります。また、ドイツでは「連邦教育促進法」に基づく教育補助金の受給者で両親と同居していない学生が公共放送の財源である放送負担金の免除対象となっており、約13万人がこの免除の対象になっています。奨学金の受給の証明については、「奨学金貸与証明書」または「貸与通知書」等により、的確かつ簡素に証明・確認ができると考えています。

奨学金は運営主体や条件等が多岐にわたるため、数多くの奨学金があり、これをどこまで対象とするのかということが今後の課題と考えています。

なお、学生に対する負担の軽減は、国民年金保険、税金、交通機関、携帯電話、博物館・美術館等の料金において行われています。

続いて、受信料の負担軽減策の再検討案について説明します。

10月10日開催の第1292回経営委員会で示した提案項目についての変更点です。

「社会福祉施設への免除拡大」です。変更はありませんが、同一法律内で規定された社会福祉施設間の不公平を解消するため、平成13年以降に規定された社会福祉施設についても、全額免除の対象とするものです。対象は2万件、影響額は2億円となります。

「多数支払いにおける割引の併用」について内容等の変更はありません。

「親元が非課税または奨学金受給学生への免除適用について」です。内容については、先ほど説明したとおりです。

「設置月の無料化」については、学生の免除範囲を拡大したことにより、システム変更等の対応が必要になるため、平成31年10月に変更しています。

負担軽減策の全体像については、3か年で約170億円規模というのは変更ありませんが、年度ごとの影響額は、変わっています。

最後に、今後の手続きについての説明です。

受信料制度等検討委員会の会合を開き、負担軽減策を諮問し、経営委員会に経営計画を議決していただく前に、答申をいただく予定にしています。

経営委員会の議決後、30年度に実施するものについては、速やかにNHKとして意見募集を行い、また、経営委員会での議決を経て、総務大臣に認可申請を行いたいと思います。

31年度実施分についても、30年度になってから同様の運びで進めたいと思います。

本件が了承されれば、本日開催の第1294回経営委員会に審議事項として提出します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 平成29年度中間決算・中間連結決算（概要）について

(経理局)

平成29年度中間決算と中間連結決算の概要について、報告します。

中間決算は、放送法に定めはありませんが、NHKにおける経営の意思決定のための情報提供を的確に行うとともに、視聴者に対し一層の透明性の向上を図ることなどを目的として実施しています。

はじめに、NHK単体の中間決算の概要を説明します。

まず、一般勘定の「事業収支」です。

事業収入は3,597億円（うち、受信料収入は3,449億円）で、受信料の業績確保が堅調なことや、関連団体からの特別配当の実施等もあり、予算に対して50.5%の進捗となりました。事業支出は3,318億円で、国内放送や国際放送の充実を図る一方で、効率的な業務運営に努めた結果、予算に対して47.3%の進捗となりました。以上により、29年度中間期の事業収支差金は、279億円の黒字となり、予算の98億円に対し、180億円の収支改善となりました。

続いて、協会全体の3つの勘定を合わせた「損益の状況」です。

経常事業収入（売上高）は、受信料の増収等により、前年度中間期に対して54億円の増収となる3,577億円となりました。中間事業収支差金（純利益）は、15億円の増益となる280億円を確保し、増収増益となりました。

次に「資産・負債等の状況」です。

資産合計は1兆1,162億円で、前年度末に比べて315億円増加しています。負債合計は3,720億円で、前年度末に比べ35億円増加しています。純資産合計は7,442億円で、中間事業収支差金が280億円発生したことにより増加しました。その結果、自己資本比率は66.7%と、前年度末に比べ0.7ポイント上回っており、健全な財政状態を維持しています。

続いて、中間連結決算の概要を説明します。連結の範囲は、連結子会社13社と、持分法適用会社1社です。

まず、「損益の状況」です。

連結における経常事業収入（売上高）は3,856億円となり、NHKの受信料の増収等により、前年度中間期に比べて55億円の増収となりました。中間事業収支差金（純利益）は、前年度同時期に比べて17億円の増益となる237億円となり、増収増益となりました。

連単倍率は、経常事業収入で1.08倍とNHK本体の比重が高い率となり、中間事業収支差金では0.85倍と数値が小さくなっていますが、これは子会社が今期、大型配当を実施したことによるものです。

経常事業収入（売上高）の内訳ですが、NHKは3,551億円で、受信料の増収等により、前年度中間期に比べて52億円の増収となりました。一方、子会社全体については、映像提供事業等の増加により305億円となり、前年度中間期に比べて2億円の増収となっています。

資産・負債等の状況ですが、29年度中間期末の資産合計は1兆2,354億円となり、前年度末から248億円増加しています。自己資本比率は66.2%と、前年度末に比べ0.6ポイント上昇しており、連結に

においても健全な財政状態を維持しています。

この内容は、本日開催の第1294回経営委員会に報告します。なお、NHK単体・連結の中間財務諸表と独立監査人の中間監査報告書については、11月28日の理事会で審議のうえ、同日開催の第1295回経営委員会に報告します。

注：平成29年度中間決算・中間連結決算（概要）の内容は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

（2）会計検査院による平成28年度決算検査報告について
（経理局）

会計検査院による平成28年度決算検査が終了し、会計検査院から「検査報告」が内閣総理大臣に提出されました。NHKに関しては、指摘事項はありませんでした。

28年度業務についての検査状況は、財務諸表および関連書類の書面検査にあたって、1,312件、3万3,751枚の証拠書類を、計算証明規則に基づき提出しました。また、28年12月から29年9月の期間に、本部（2回）および7局所が実地検査を受けました。実地検査を実施した人員は延べ161.5人日になります。

この内容は、本日開催の第1294回経営委員会に報告します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年11月28日

会 長 上 田 良 一